

令和2年第4回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	令和2年12月1日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和2年12月1日	9時30分	議長	品川義則	
及び宣告	散会	令和2年12月1日	11時29分	議長	品川義則	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 （欠員1名）	議席 番号	氏 名	出席等 の別	議席 番号	氏 名	出席等 の別
	1番	中村 絵理	出	8番	河野 保久	出
	2番	天本 勉	出	9番	重松 一徳	出
	3番	松石 健児	出	10番	鳥飼 勝美	出
	4番	大久保 由美子	出	11番	大山 勝代	出
	5番	末次 明	出	12番	松石 信男	出
	6番	栗野 久明	出	13番	品川 義則	出
会議録署名議員	4番	大久保 由美子		5番	末次 明	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 藤田 和彦		(係長) 長野 周次		(書記) 川添 紫	
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	松田 一也	産業振興課長	柳島 一清		
	副町長	酒井 英良	まちづくり課長	井上 信治		
	教 育 長	柴田 昌範	定住促進課長	亀山 博史		
	総務企画課長	熊本 弘樹	建設課長	古賀 浩		
	財 政 課 長	平野 裕志	会計管理者	酒井 智明		
	税 務 課 長	寺崎 博文	教育学習課長	井上 克哉		
	住 民 課 長	毛利 博司	こども課保育園長	佐藤 定行		
	健康増進課長	中牟田 文明	産業振興課参事	山本 賢子		
	福 祉 課 長	吉田 茂喜	まちづくり課図書館長	城本 直子		
こども課長	今泉 雅己					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸般の報告 |
| 日程第4 | | 各常任委員会の所管事務調査報告 |
| 日程第5 | | 一般行政報告 |
| 日程第6 | | 教育行政報告 |
| | | 提案理由説明 |
| 日程第7 | 議案第47号 | 基山町議会議員及び基山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第48号 | 基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第49号 | 基山町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第50号 | 基山町国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第51号 | 基山町国民健康保険高額療養費資金貸付条例及び基山町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第52号 | 基山町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第53号 | 基山町民会館設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第54号 | 基山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第15 | 同意第16号 | 基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第16 | 議案第55号 | 公工2補第1号総合公園施設長寿命化工事（空調設備）請負契約について |
| 日程第17 | 議案第56号 | 基山町多世代交流センター憩の家の指定管理者の指定について |
| 日程第18 | 議案第57号 | 基山町ジビエ解体処理施設の指定管理者の指定について |
| 日程第19 | 議案第58号 | 令和2年度基山町一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第20 | 議案第59号 | 令和2年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第21 | 議案第60号 | 令和2年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第22 | 議案第61号 | 令和2年度基山町下水道事業会計補正予算（第4号） |

～午前 9 時30分 開会～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
ただいまから令和 2 年第 4 回基山町議会定例会を開会します。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（品川義則君）

日程第 1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、大久保由美子議員と末次明議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（品川義則君）

日程第 2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程（案）どおり、本日から11日までの11日間と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（品川義則君）

日程第 3. 諸般の報告を行います。

最初に、例月出納検査について報告をいたします。

地方自治法第235条の 2 第 1 項の規定による例月現金出納検査について、同条第 3 項の規定により、監査委員から結果の報告がありました。お手元に配付いたしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、閉会中の議会の会議及び研修等について報告をいたします。

令和 2 年10月12日から13日に佐賀県町村議会議長会行政視察が実施され、佐賀県白石町で「道の駅しろいし」を視察し、SAGAサンライズパーク整備推進課課長高田剛氏を講師に迎え、「SAGAサンライズパークについて」を演題に研修会があり、議長が出席をいたしました。

次に、令和 2 年10月23日に第23回佐賀県市町行政講演会が開催され、デザイナーの水戸岡

鋭治氏を講師に迎え、「デザインは公共のために」を演題に講演があり、議員6名が出席しました。

次に、令和2年11月5日に佐賀県町村議会議長会議が開催され、議長が出席しました。

次に、令和2年11月6日に佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、松石健児議員が出席しました。

次に、令和2年11月13日に鳥栖・三養基地区消防事務組合議会臨時会が開催され、議長、栗野議員が出席しました。

次に、令和2年11月16日から19日まで「第8回町議会と語ろう会」を開催しました。各日、議長及び議員3名と意見交換を行う形式で実施し、16日は10名、17日は10名、18日は9名、19日は5名、合計で34名の町民の方に御参加いただきました。

次に、令和2年11月17日に佐賀県町村議会議長会主催の町議会広報研修会が開催され、広報広聴常任委員6名が出席しました。

また、同日に三神地区環境事務組合議会定例会が開催され、議長が出席しました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 各常任委員会の所管事務調査報告

○議長（品川義則君）

日程第4. 各常任委員会の所管事務調査報告を議題とし、調査結果の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を求めます。栗野総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（栗野久明君）（登壇）

おはようございます。ただいまより総務文教常任委員会の所管事務調査報告を行います。

本委員会は、所管事務の調査を終了いたしましたので、その結果を報告します。

記

1 調査事項並びに調査期日

(1) 小学校放課後補充学習事業について（令和2年11月4日）

(2) 中学校放課後等補充学習事業について（令和2年11月4日）

2 調査結果

(1) 小学校放課後補充学習事業について

この事業は、平成28年度から6年生の希望者を対象に開始した事業で、新たに平成30年度から3年生を追加拡充している。また、算数の基礎学力の定着と学習意欲の向上を図る目的

で、令和2年度は163名の児童が補充学習に参加している。

基山小学校内において、教育学習課、基山小学校管理者、委託事業者を交えて意見交換し、その後、補充学習の参観を行いました。

意見交換では、学校教育が基本でその補完として補充学習を行っているとの説明を受けましたが、児童の習熟度について学校側との確認や連携を図っているのかただしたところ、学校の教育課程に合わせて補充学習の教材と関連しており、小学校の進捗状況も把握して指導をしているとのことでした。

当委員会としては、補充学習で児童の学びの楽しさや学習意欲、学力向上などを踏まえて、教育学習課、各小学校、委託事業者とが連携を密に取り、情報共有と補充学習の成果を把握していくよう提案しました。

(2) 中学校放課後等補充学習事業について

小学校の放課後補充学習事業と違い、講師を公募し、現在18名の登録がされている。

1、2年生は数学と英語の基礎学力の定着を図るため、それぞれ週1回行っている。3年生は高校入試を見据えた学習習慣の定着を図るため、自学自習形式で各自のペースに応じて支援をしており、令和2年度は120名の生徒が受講している。

基山中学校内において、教育学習課、基山中学校管理者を交えて意見交換し、その後、補充学習の参観を行った。

意見交換で、生徒のアンケート調査では「補充学習が自分のためになっている」、「理解できないところが分かるようになり良かった」など多くの前向きな回答が見られたとの説明を受けました。

今年度、講師を増員した理由をただしたところ、昨年までは1クラスに講師2名で対応していたが、さらにきめ細やかな対応をするため4名の体制にしたとのことだった。

当委員会としては、今後、新型コロナウイルス感染症の影響での休校などによる学力の低下も考えられるため、この補充学習事業を通してしっかりと対応していくよう提案した。

3 委員会の所感

今回の所管事務調査を終えて、この放課後補充学習事業で、児童・生徒の表情から真剣さがうかがえたことや、指導員の増員によりきめ細やかな指導が「学びのつまずき」の解消につながっていることなど、方向性に問題はなく、さらなる事業の充実を図っていただきたい。

以上で報告を終わります。

○議長（品川義則君）

次に、厚生産業常任委員会の所管事務調査報告を求めます。末次厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（末次 明君）（登壇）

皆さんおはようございます。厚生産業常任委員会所管事務報告書。

本委員会は、所管事務の調査を終了しましたので、その結果を報告いたします。

記

1 調査事項並びに調査期日

(1) 基山町下水道事業の現状について（令和2年11月10日）

① 基山町公共下水道事業の現在までの経緯と今後の計画について

② 公営企業会計について

2 調査結果

(1) 基山町公共下水道事業の現在までの経緯と今後の計画について

基山町の下水道事業は平成12年度に事業認可を取得し、小郡市、筑紫野市の終末処理施設を暫定的に利用して事業を行っている。令和2年度からは流域下水道の編入先を宝満川上流域から宝満川流域下水道へ変更し事業を行うことになったとの説明を受けた。

なお、宝満川流域下水道への接続は令和8年度より開始予定である。

基山町下水道事業は地方公営企業法等の関係法令に沿って行われる公営企業会計へ平成27年度に移行し、経営成績や財政状況が見えるようになってきている。使用料金収入以外に毎年、繰出し基準に基づいて一般会計からの資金繰入れがあり、使用料金の決め方、事業計画や認可区域の進め方は適切であるか等を議会として判断する必要がある。

当委員会としては、基山町全地域を公共下水道処理区域としないのであれば合併処理浄化槽の設置に対する町民の理解と、補助金制度の内容説明を広報し、補助実績を議会に報告するよう提案した。

(2) 公営企業会計について

公営企業会計の財務諸表（損益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書）の見方について、令和元年度基山町下水道事業会計決算資料により説明を受けた。

基山町の下水道事業は、地方公営企業法等の関係法令に沿って行われる公営企業会計へ移行して経営状況が見えるようになり、事業会計の「予算の審議」「決算の認定」等、議会の役割は大変重要なものとなっている。

当委員会としては予算、決算時の審査、認定の判断材料となる説明書、決算書、財務諸表等を分かりやすく議会に提示するよう提案した。

以上で当委員会の報告を終わります。

日程第5 一般行政報告

○議長（品川義則君）

日程第5. 一般行政報告を議題とし、町長の一般行政報告を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。

ちょっと寒くないですか、皆さん。風邪を引かないようにしてください。私も注意します。

本日は令和2年第4回定例町議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には御出席いただき、誠にありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が「基山町議会議員及び基山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」外7件、人事案件が「基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、工事請負契約案件が「公工2補第1号総合公園施設長寿命化工事（空調設備）請負契約について」、指定管理者案件が「基山町多世代交流センター憩の家の指定管理者の指定について」外1件、予算案件が「令和2年度基山町一般会計補正予算（第7号）」外3件となっております。

これらについて御提案申し上げ、御審議いただきたいと考えております。

それでは、早速でございますが、一般行政報告に移らせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症についてでございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、11月に入って以降、1日の新たな感染者数が2,500人を超える日もあり、8月のピーク時を上回る急速な感染拡大となっております。この感染拡大を抑えられるかどうか、ここ3週間が極めて重要な時期と言われており、集中した警戒が必要な状況となっております。

佐賀県では、佐賀方式による感染経路特定のため濃厚接触者のみならず、幅広い調査の実施や迅速な収容等の感染拡大防止策が講じられており、11月になっても急激な感染者の増加は見られず、感染拡大が抑え込まれている状況となっております。

本町では、8月まで4人の感染者が確認され、その後、感染者の確認はありませんでした

が、11月に2人の感染者の確認がされました。21日に確認された方は、同じデイサービスを利用されている方から感染されたものです。デイサービスセンターの利用者及び御家族については佐賀県によりPCR検査が徹底して行われ、全て陰性であることが確認されております。また、28日に確認された方は、会社を訪問されていた方が他県で陽性確認されたため、会社でPCR検査を実施されております。そのときは陰性が確認されており、その後、会社の指示で自宅におられたということです。その後、発熱等の症状が出たことから、改めてPCR検査を実施したところ陽性が確認されたものです。本町において感染の拡大はありませんでした。罹患された方には、心よりお見舞い申し上げるとともに一日も早い完治をお祈りいたします。

町民の皆様方には、今後も気を緩めることなく、3密を避けていただくとともに、手洗い、手指消毒、うがい、マスクの着用、そしてソーシャルディスタンスを守っていただくなど、徹底した感染防止対策をよろしくお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症関連給付金についてでございます。

経済的及び精神的負担の影響を大きく受けるひとり親家庭を支援するため、児童扶養手当の対象児童1人当たり1万円を支給いたします「児童扶養手当世帯支援給付金」につきましては、125世帯、195人の児童を対象として195万円を支給いたしました。

子育て世帯を支援するための児童手当を受給する世帯に対して対象児童1人当たり1万円を支給いたします「子育て世帯への臨時特別給付金」につきましては、10月末現在、2,261人の方に2,261万円を支給しています。

特別定額給付金の対象にならない4月28日から年度末までに生まれたお子様に5万円を支給いたします「新生児特別定額給付金」につきましては、10月末現在、49人の方に245万円を支給しています。

住民税非課税世帯や一人暮らし高齢者世帯などの支援をするため1世帯当たり2万円、中学生以下のお子様がいる世帯には3万円を支給いたします「生活支援特別給付金」につきましては、10月末現在、1,826世帯の方に3,836万円支給しています。

このうち、中学生以下のお子様がいる世帯が184世帯となっています。

次に、新型コロナウイルス感染症関連中小企業者等支援についてでございます。

経済的に影響が大きい小規模事業者への「中小企業者事業継続緊急支援金」につきましては、11月末現在で1回目給付が事業者180件、総額2,392万円、追加給付が事業者71件、総額

942万円の交付を行っているところです。

また、本町で認定を行っております中小企業信用保険法によります保証制度につきましては、11月末現在でセーフティネット保証4号認定が195件、セーフティネット保証5号認定が41件、危機管理保証認定が12件となっています。

消費喚起による経済活性化を目的に取り組んでいるプレミアム付商品券につきましては、11月27日現在の販売額は、額面で1億9,720万9,000円となっており、消費喚起型商品券及び小規模事業者応援型商品券は完売しております。飲食店応援型につきましては10月1日から購入冊数制限を緩和し、販売しています。

次に、消防防災関係についてでございます。

秋季全国火災予防運動が11月9日から15日まで行われ、11月15日に予定しておりました恒例の地域での防火訓練は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり中止としましたが、消防団秋季訓練を実施しました。当日は、鳥栖・三養基地区消防事務組合の指導を得て各個訓練、通常点検に加え島田折りホース延長や狭所巻きホース延長等の効果的な団員訓練を行うことができました。

次に、定住促進に関する事業についてでございます。

「基山定住サプライズプロジェクト」の一環として行っております「子育て・若者世帯の住宅取得補助金」につきましては、今年度の補助金申請件数が52件となっております。

移住体験住宅につきましては、11月末現在の利用件数が、宮浦体験住宅4件、小倉体験住宅3件となっております。

公営住宅につきましては、フローリング化や電源改修など住戸設備改善を行うとともに、PR動画を配信など入居促進を図っており、今年度の新規入居件数は13件となっています。

コミュニティバスにつきましては、白坂久保田2号線の開通に伴い、10月1日から高速パーク&ライドバス停を移設し、基山パーキングエリアに直結することで、利用者の利便性の向上を図りました。

次に、基山町無料職業紹介所についてでございます。

働きたい方と地元事業者のマッチングを促進し、町内の雇用確保と若者の定住を図るための無料職業紹介所につきましては、開所から10月末までの求人受付件数が583件、雇用契約件数が73件となっております。雇用関係助成金につきましては8件の取扱いとなっています。今後も、きめ細かな求人情報の収集や提供により雇用機会の創出向上を図ってまいります。

次に、「JR九州ウォーキング」についてでございます。

本年度もJR九州秋のウォーキングが、大興善寺の紅葉の見頃に合わせて11月28日に開催されました。当日は、天候にも恵まれ1,623名の方が参加されました。ウォーキングコースでは、町内の店舗や臨時売店などで特産品や農産物の販売を行い、多くの方に基山町の秋を楽しんでいただきました。

次に、生涯学習関係についてでございます。

10月11日に基山町内において、新型コロナウイルス感染症に配慮し、町民体育大会代替イベントとして、「きやまウォーク」を開催しました。「きやまウォーク」は各公民館等をスタート地点として、町内9か所のチェックポイントを巡っていただき、ゴールの基山町役場を目指し、ウォーキングを楽しんでいただきました。

当日は秋晴れの中、ボランティアスタッフを含め約1,000人の町民の皆様に御参加いただきました。ゴールされた方には、参加賞とチェックポイントのスタンプの個数に応じたガラガラ抽選による景品の付与を行い、コロナ禍のスポーツイベントとして大変盛り上がりました。

また、10月17日、18日にかけて、佐賀・多久・小城地区において「佐賀スポーツフェスタ2020」として「第73回県民スポーツ大会」、「第19回佐賀県障害者スポーツ大会」、「さがねりんピック2020」が開催され、佐賀県内の約6,200名の選手により熱戦が繰り広げられ、基山町からも約200名の選手の方に参加していただきました。今大会は、競技得点による市町の順位づけは実施されませんでした。

次に、健康増進対策関係についてでございます。

新型コロナウイルス感染症により延期しておりました特定健診及び各種がん検診を検温、手指消毒等の感染症対策を行いながら10月と11月に11日間実施しました。12月には7日間を予定し、計で18日実施いたします。

例年同様、効率的な対応や働く子育て世代のための対応として、事前予約制による当日の待ち時間の短縮や特定健診とがん検診の同日受診設定、土日健診の実施及び基山町母子保健推進員の協力の下、託児日設定を行い実施しております。

次に、金婚式についてでございます。

9月15日に町民会館で金婚式を開催しました。例年、敬老会の中で金婚を迎える御夫婦のお祝いを行っていましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症に配慮し、敬老会が中止

になったため、別日程で金婚式を開催しました。

48組の届出のうち、19組の御夫婦に出席をいただきました。会場全体が温かな気持ちで結婚50周年の大事な節目をお祝いすることができました。

次に、基山保育園についてでございます。

基山保育園では、10月3日に総合体育館で運動会、11月から基山保育園で習字などの作品展示や11月28日に町民会館でお遊戯会を行い、園児の健やかな成長を保護者の方とともに確認することができました。

次に、青少年健全育成事業関係でございます。

11月7日に町民会館で第40回基山町青少年健全育成町民大会を開催し、少年少女の主張発表で、町内の小中学生8名が約180名の出席者を前に堂々と自分の体験を通じて感じたこと、考えていること、将来の夢などを発表しました。また、アトラクションとして、基山中学校吹奏楽部による演奏を披露していただき、大会は盛会に終わりました。

今回、コロナ禍ということもあり、人数を制限して開催しましたが、よりたくさんの方にすばらしい主張を聞いていただくため、後日、動画で配信も行いました。

次に、生活環境関係についてでございます。

今年で8回目となります町内一斉美化活動「クリーンアップKIYAMA」を11月8日に実施し、区ごとに道路や公園等の散乱ごみの清掃等を行い、町内の美化活動の推進に御協力いただきました。また、町内の7事業所、1団体から約67名の方に御参加いただき、庁舎回りや総合公園周辺道路の清掃活動を行っていただきました。

また、飼い犬の鳴き声や放し飼い、ふん処理などの苦情が増えている中、犬のしつけについて考えてもらうため、10月25日に「犬のしつけとマナー教室」を開催しました。

当日は晴天に恵まれ、18名の飼い主と10頭の犬が参加し、講話と実技を通して犬への接し方、散歩の仕方等の犬のしつけについて学んでいただきました。

次に、工事発注及び進捗状況についてでございます。

道工2補第2号三国・丸林線道路改良工事（歩道）につきましては、令和2年9月9日から令和3年3月15日までの工期で、前田土木有限会社が4,202万円で請け負い、施行しております。

現在の出来高は40%でございます。

道工2補第3号三国・丸林線道路改良工事（車道）につきましては、令和2年10月15日か

ら令和3年3月19日までの工期で、有限会社林重機が2,098万8,000円で請け負い、施行しております。

現在の出来高は30%でございます。

公工31補（繰）第4号総合公園施設長寿命化工事（エレベーター）につきましては、令和2年11月3日から令和3年3月24日までの工期で、株式会社リビングモア佐賀が3,069万円で請け負い、施行しております。

現在の出来高は20%でございます。

公工31補（繰）第5号総合公園施設長寿命化工事（受変電設備）につきましては、令和2年11月3日から令和3年3月24日までの工期で、株式会社九電工鳥栖営業所が2,651万円で請け負い、施行しております。

現在の出来高は20%でございます。

住工31補（繰）第3号町営本桜団地外壁改修工事（RC-3）につきましては、令和2年10月15日から令和3年3月10日までの工期で、株式会社坂口組基山支店が2,915万円で請け負い、施行しております。

現在の出来高は40%でございます。

住工2補第1号町営本桜団地外壁改修工事（RC-5）につきましては、令和2年10月15日から令和3年3月10日までの工期で、株式会社坂口組基山支店が2,706万円で請け負い、施行しております。

現在の出来高は30%でございます。

住工2補第2号町営本桜団地外壁改修工事（RC-6）につきましては、令和2年10月15日から令和3年3月10日までの工期で、株式会社堀田工務店が3,135万円で請け負い、施行しております。

現在の出来高は30%でございます。

下工2補第1号宝満川処理区第59-3号外（高下）污水管築造工事につきましては、令和2年10月20日から令和3年1月15日までの工期で、有限会社飛松建設が1,441万円で請け負い、施行しております。

現在の出来高は50%でございます。

次に、図書館関係についてでございます。

11月1日より図書館内きやまラウンジや児童コーナーにおいて、基山中学校美術部生徒の

絵画作品の展示を行いました。11月3日には、図書館玄関南側の屋外でブックリサイクル事業を行い、10時の開始前に列ができるなど、161名の方に御参加いただき好評をいただいております。

また、郷土資料コーナーでは、基山町出身のシンガーソングライター、イラストレーターの山田稔明氏の「カレンダー制作記念展～10年間の軌跡～」を10月26日から開催し、多くの方に御覧いただいております。

返却された本は、新型コロナウイルス感染症の防止対策として、表紙等のアルコール消毒拭き及び除菌・消臭機で紫外線と送風による消毒を続けております。

今後とも、利用者の安心・安全に努め、3密を避けながら、魅力ある図書館づくり、町民の方から親しまれる図書館づくりを目指してまいります。

次に、寄附の報告についてでございます。

土田興子様より、9月30日に15万円、ひとり親家庭の支援に対する寄附がありましたので、受領いたしました。ちなみに、亡くなりました土田前課長のお母様でございます。

最後に、ふるさと応援寄附金についてでございます。

10月末現在では3万3,923件、5億4,760万円の寄附申込をいただいております。昨年と同時期に比較いたしますと、件数で9.6%の増、金額で24.7%の増となっております。

以上をもちまして一般行政報告を終わらせていただきます。

日程第6 教育行政報告

○議長（品川義則君）

日程第6．教育行政報告を議題とし、教育長の教育行政報告を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

皆さんおはようございます。

それでは、早速ではございますが、教育行政報告をさせていただきます。

まず、小学校関係についてでございます。

来年4月に小学校への入学を予定している子どもたちを対象とした就学時健康診断につきましては、10月12日と11月6日に実施しました。

学校行事については、新型コロナウイルス感染症防止のため、1学期はほとんど行っておりませんでした。2学期に入り、少しずつ再開しております。

基山小学校、若基小学校の運動会につきましては、9月26日に実施しました。5年生を対

象とした宿泊学習につきましては、若基小学校が10月7日から、基山小学校が10月15日から1泊2日を実施しております。

修学旅行につきましては、10月22日から23日にかけて、両小学校の6年生が長崎へ1泊2日で行いました。

また、11月14日には基山小学校で基山っ子集会が行われました。体育館での発表を低、中、高学年で入れ替わり発表し、Zoomでの参観を取り入れて実施しました。11月18日には若基小学校で若基っ子集会とありがとうの会が行われ、ふだん見守り活動をしていただいている地域の方をお招きして、感謝の言葉が入った手作りのしおりをお渡ししました。

次に、中学校関係についてでございます。

中学校では、体育大会を9月6日に実施しました。また、9月17日から18日まで3年生が鹿児島県へ修学旅行を行いました。文化発表会については例年と実施方法を変えて、10月23日と10月27日、10月29日の3日間で1学年ごとに行いました。

中学校3年生を対象にした土曜日補充学習は、9月19日から開始し、1月16日までの土曜日に12回開催します。参加人数は32名となっております。

部活動関係につきましては、鳥栖地区中学校駅伝大会が10月2日に行われ、基山中学校男子は惜しくも2位と3年連続の優勝はなりませんでしたが、女子は2年連続優勝を果たし、鳥栖・基山地区代表として11月6日に行われた佐賀県中学校駅伝大会に出場し、4位の成績を収めました。

次に、文化財関係事業についてでございます。

新型コロナウイルス感染症防止のため、御神幸祭及び園部くんちの伝統芸能奉納が中止されましたが、基山の民俗芸能をパネルで紹介する特別展「きやまの民俗芸能」を令和2年9月1日から令和2年10月18日まで町立図書館郷土資料コーナーで開催しました。

令和2年6月に、「特別史跡基肆城跡」等を含む広域型に変更して日本遺産に認定された「古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点」のパネル展を、令和2年11月16日から令和2年12月25日まで役場2階ロビーで行っております。

次に、工事の発注及び進捗状況についてでございます。

若基小学校校舎大規模改造工事（トイレ）につきましては、令和2年9月18日から令和3年3月10日までの工期で、鳥飼建設株式会社が9,460万円で請け負い、施行しております。

現在の出来高は50%でございます。

基山中学校校舎大規模改造工事（障害児等対策）につきましては、令和2年9月17日から令和3年3月10日までの工期で、鳥飼建設株式会社が4,400万円で請け負い、施行しております。

現在の出来高は50%でございます。

基山町立小中学校・放課後児童クラブ情報通信ネットワーク環境施設整備工事につきましては、令和2年11月3日から令和3年3月10日までの工期で、ニシム電子工業株式会社佐賀支店が4,103万円で請け負い、施行しております。

現在の出来高は20%でございます。

特別史跡基肆城跡水門周辺災害復旧工事につきましては、令和2年11月3日から令和3年3月19日までの工期で、鳥飼建設株式会社が2,640万円で請け負い、施行しております。

現在の出来高は20%でございます。

最後に、寄附金の報告についてでございます。

基山町ゴルフ協会様より、10月23日に4万6,000円、基山町育英資金貸付基金への寄附がありましたので受領いたしました。

以上をもちまして教育行政報告を終わらせていただきます。

日程第7～22 議案第47号～議案第54号、同意第16号、議案第55号～議案第61号

○議長（品川義則君）

日程第7. 議案第47号から日程第14. 議案第54号まで、日程第15. 同意第16号、日程第16. 議案第55号から日程第22. 議案第61号までを一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、令和2年第4回定例議会に付議いたします議案について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回は、条例案件が8件、人事案件が1件、工事請負契約案件が1件、指定管理者案件2件、予算案件4件を上程いたしております。

それでは、順次、提案理由について説明いたします。

まず、議案第47号 基山町議会議員及び基山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてでございます。

「公職選挙法の一部を改正する法律」の公布により、基山町議会議員及び基山町長の選挙

に係る選挙公営制度を整備するため、「基山町議会議員及び基山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第48号 基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」の公布により、放課後児童支援員の資格要件を拡大するため、「基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第49号 基山町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正についてでございます。

子育て世帯の医療費負担軽減を図るため、15歳から18歳までの子どもの医療費助成範囲を通院及び調剤の医療費も対象とするとともに、助成方法については令和3年4月から佐賀県内の医療機関について現物給付が行えるようにするため、「基山町子どもの医療費の助成に関する条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第50号 基山町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

「地方税法施行令の一部を改正する政令」の公布により、軽減判定所得基準が見直されたことに伴い、国民健康保険税の算定について適用させるため、「基山町国民健康保険条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第51号 基山町国民健康保険高額療養費資金貸付条例及び基山町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございます。

「地方税法等の一部を改正する法律」の公布により、延滞金の割合等の特例についての規定が改められたため、「基山町国民健康保険高額療養費資金貸付条例及び基山町後期高齢者医療に関する条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第52号 基山町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてでございます。

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令」の公布により、引用条文の条番号の整理が必要ため、「基山町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例」を改正するものでございます。

次に、議案第53号 基山町民会館設置及び管理に関する条例の一部改正について及び議案第54号 基山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

基山町使用料・手数料見直しの基本方針に基づく使用料の見直しに伴い、「基山町民会館設置及び管理に関する条例」及び「基山町体育施設の設置及び管理に関する条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、同意第16号 基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

基山町教育委員会委員の辞任に伴い、新たに天野ふゆこ（21ページで訂正）氏を基山町教育委員会委員に選任いたしたく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第55号 公工2補第1号総合公園施設長寿命化工事（空調設備）請負契約についてでございます。

「基山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、令和2年11月13日指名競争入札に付した「公工2補第1号総合公園施設長寿命化工事（空調設備）」について、請負契約を締結するため「地方自治法」第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第56号 基山町多世代交流センター憩の家指定管理者の指定について及び議案第57号 基山町ジビエ解体処理施設の指定管理者の指定についてでございます。

基山町多世代交流センター憩の家及び基山町ジビエ解体処理施設について、令和3年3月31日をもって当該施設の指定管理期間が満了することに伴い、引き続き当該施設を効果的に管理運営する必要があるため、指定管理者を指定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第58号から議案第61号までは、令和2年度各会計の歳入歳出補正予算について

でございます。

議案第58号 令和2年度基山町一般会計補正予算（第7号）につきましては、今回、補正予算として3億3,752万4,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、一般会計予算総額は、歳入歳出とも104億9,027万6,000円となります。

次に、補正予算の主なものについて申し上げます。

まず、ふるさと応援寄附基金費についてでございます。

寄附申込の増加を見込み、返礼品代やポータルサイト利用などに伴う委託料、基金積立金などを追加するものでございます。補正額は3億円でございます。

次に、障害者福祉費についてでございます。

利用の増加に伴い、障害者自立支援医療費や障害福祉サービス費などを追加するものでございます。補正額は1,510万5,000円でございます。

次に、保育対策費についてでございます。

園児数の増加などに伴い、施設型給付費、地域型保育施設給付費及び広域入所保育施設給付費を追加するものでございます。補正額は1,309万4,000円でございます。

以上、概要について申し上げますが、他の内容については担当課長より説明いたします。

議案第59号 令和2年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、今回、補正予算として2,791万5,000円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は、歳入歳出とも20億5,732万6,000円となります。

なお、補正予算の主な内容は、保険給付費交付金償還金の確定による減額でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

議案第60号 令和2年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、今回、補正予算として46万6,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は2億6,502万円になります。

なお、補正予算の内容は、基幹系情報システム改修業務委託料の増額でございます。

議案第61号 令和2年度基山町下水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、今回、補正予算として3,280万6,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は7億5,394万1,000円になります。

なお、補正予算の主な内容は、公共下水道工事費の増額でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（品川義則君）

町長、同意案件で氏名を間違っているようですので、訂正をお願いいたします。天野さんのお名前を。

○町長（松田一也君）

雪子じゃなくて、これは……

○議長（品川義則君）

「ふゆこ」と呼ばれました。

○町長（松田一也君）

私、「ゆきこ」と読まなかったんですね。失礼しました。ちょっと寒かったので勘違いしました。天野雪子氏を基山町教育委員会委員に選任いたしたく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。大変失礼いたしました。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく御審議いただき、御可決いただきますようよろしくをお願いいたします。

○議長（品川義則君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりましたので、これより担当課長の詳細説明を求めます。

議案第47号の詳細説明を求めます。熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

それでは、議案第47号 基山町議会議員及び基山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

公職選挙法の一部を改正する法律の公布に伴い、基山町議会議員及び基山町長の選挙に係る選挙公営制度を整備し、公職選挙法に規定する選挙運動用の自動車の使用、ポスターやビラの作成における公費負担を定めるために制定するものでございます。

まず、第1条は趣旨でございます。

第2条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担について規定しております。

また、公費の限度額を定め、町議会・町長選挙は選挙運動期間が5日間でございますので、

6万4,500円の5日間で32万2,500円となります。

また、ただし書きの部分で、本条が適用されるのは供託物が没収とならない場合としております。

第3条は、選挙運動自動車の選挙公営制度を利用するに当たり、有償契約を締結すること及び選挙管理委員会に対して所定の届出をする必要があることを定めておるものでございます。

第4条は、選挙運動自動車の選挙公営制度を利用するに当たり、契約類型ごとの公費負担額を定めたものでございます。

第1号は一般運送契約、いわゆるハイヤー方式で使用する場合は1日当たり1台6万4,500円で、選挙運動期間が5日間となりますので、32万2,500円が限度額となります。

第2号、アは個別契約、いわゆるレンタカー方式で使用する場合は、1日当たり1台1万5,800円の5日間で7万9,000円が限度額となります。イは、燃料供給契約で1日当たり1台7,560円の5日間で3万7,800円が限度額となります。ウは、運転手雇用契約で1日当たり1万2,500円の5日間で6万2,500円が限度額となります。

第5条は、前条の第1号一般運送契約と第2号、ア個別契約、イ燃料供給契約、ウ運転手雇用契約がいずれも契約されている場合には、候補者がいずれか1つの方法を指定して適用するものとしております。

第6条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担について規定をしております。

また、ただし書きの部分で、本条が適用されるのは供託物が没収とならない場合としております。

第7条は、選挙運動用ビラ作成公営制度の適用を受けるためには、業者との間で有償契約を締結して、委員会への届出書の提出を義務づけております。

第8条は、ビラ作成費用について公費負担の限度額1枚につき7円51銭をビラの作成業者に町が支払うものとしております。

公職選挙法に規定するビラの作成枚数の限度は、町長選挙5,000枚、町村議員1,600枚となりますので、限度額としては3万7,550円、1万2,016円となります。

第9条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担について規定をしております。

また、ただし書きの部分で、本条が適用されるのは供託物が没収とならない場合としております。

第10条は、選挙運動用ポスター作成公営制度の適用を受けるためには、業者との間で有償契約を締結して、委員会への届出書の提出を義務づけております。

第11条は選挙運動用ポスター作成公費負担の限度を規定し、ポスターの作成業者に町が支払うものとしております。

本町の場合、現行での単価は、ポスター掲示場が60か所ですので、525円60銭掛ける60足す31万500円割る60で、5,701円となります。そのため、限度額は34万2,060円となります。

本条例の施行につきましては、公布の日からとしております。

また、議案資料1ページから5ページに本議案に関連しております資料をお示ししておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、議案第48号、議案第49号の詳細説明を求めます。今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

それでは、議案第48号 基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、詳細説明をさせていただきます。

議案書の5ページをお願いいたします。

今回の改正点につきましては、現在、支援員の要件として、本条例第10条第3項各号の要件、保育士や社会福祉士等、全部で10項目ございますが、その要件に該当した者のうち、佐賀県知事が行う研修を修了したものを支援員としておりましたが、今回の改正におきまして、研修を行うものと指定しておりました佐賀県知事を、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長と改めることにより、支援員の資格要件を拡大し、幅広く支援員確保を図るものでございます。

この改正により、現在の支援員、補助員において影響がある方はいらっしゃいません。

また、資料6ページ、本条例の新旧対照表、追加資料1ページに放課後児童クラブの運営状況を添付しておりますので、後でお目通しのほどお願いいたします。

今回の条例改正は、公布の日から施行ということでお願いをしております。

説明については以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして議案第49号 基山町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について、詳細説明をさせていただきます。

それでは内容について、議案資料の9ページのほうで御説明をさせていただきます。

子どもの医療費助成範囲拡大（高校生等分）による助成方法について御説明をさせていただきます。

まずは、定義ですけれども、高校生等として、15歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達した日以後の最初の31日までとして御説明をさせていただきます。

表の左のほうを御覧ください。

令和2年12月31日診療分までにつきましては、高校生等の医療費助成は入院のみの自己負担額、医療機関ごとに一月1,000円を上限として現物給付で支給を行います。

続きまして中ほどになります。令和3年1月診療分から令和3年3月診療分までは、現在の入院分に加えて通院分についても自己負担額、一月2回目まで500円を上限として償還払いで給付を行います。調剤については、全額給付を行います。

最後に、令和3年4月診療分からは、3月までの助成範囲と同様の額を現物給付で支給を行います。これにより窓口の負担軽減と申請手続の簡略化を図ることを目的としております。

また、資料の7ページに条例の新旧対照表、追加資料2ページに佐賀県内の子どもの医療費助成事業の実施状況の一覧をつけておりますので、後でお目通しのほどお願いいたします。

この条例は3月1日から施行することとし、経過措置といたしまして、令和2年12月31日以前に行われた診療に対する医療費助成は従前のおりということをお願いをしております。

詳細説明については以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、議案第50号、議案第51号の詳細説明を求めます。吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

それでは、議案第50号 基山町国民健康保険条例の一部改正について説明をいたします。

議案書8ページをお願いいたします。

この条例の改正につきましては、地方税法施行令の改正に伴いまして改正を行うものでございます。

施行日につきましては、令和3年1月1日から施行することとしております。

税制改正によりまして、令和3年1月1日から給与所得控除、公的年金等控除が10万円引き下げられ、基礎控除が10万円引き上げられる個人所得課税の見直しが行われます。この改正によりまして、7割、5割、2割の国保税の軽減を受けられている世帯が、その軽減を受

けられなくなったり、不利益とならないように国保税の軽減判定基準の見直しを行うもの
でございます。

議案資料にて御説明をいたします。議案資料の10ページをお願いいたします。

条例の第31条に国保税の軽減に関する規定があり、第1号で7割、第2号で5割、第3号
で2割の軽減判定基準が決められております。この判定基準の算定方法について改正を行う
ものでございます。

議案資料の13ページをお願いいたします。

中ほどの2の制度の内容の、2つ目の丸のところでございますが、そちらに記載しており
ますが一定の給与所得者等が2人以上いる世帯は、見直し後に国保税の軽減措置に該当しに
くくなることから、その影響を遮断するため軽減判定基準の見直しを行います。

今回の改正によりまして、その下の点線枠のところに記載しておりますけれども、7割、
5割、2割の軽減判定基準額の算定方法の改正を行うものでございます。

それから、本日お配りしております追加の議案資料の3ページ、4ページに、現在軽減を
受けられている世帯が、次年度に所得や世帯構成が同じだった場合に軽減判定をどのように
算定されるのかを記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上になります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

引き続き議案第51号 基山町国民健康保険高額療養費資金貸付条例及び基山町後期高齢者
医療に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

議案書は10ページをお願いいたします。

この条例の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布によりまして、
延滞金に係る用語の改正が行われたことによりまして関連する条例が2本ございましたので、
2本の条例を併せて改正を行うものでございます。

施行日につきましては、令和3年1月1日から施行することとしております。

議案資料にて説明をいたします。議案資料の14ページをお願いいたします。

第1条の改正では、基山町国民健康保険高額療養費資金貸付条例の改正を行います。

附則の第2条に、延滞金の割合の特例について規定をしております。条文中の延滞金につ
いての特例基準割合などの名称が変更になりましたので、法律の改正に合わせて改正を行う
ものでございます。

なお、今回の改正による延滞金の算定割合に変更はございません。

資料の15ページをお願いいたします。

中段の表に延滞金の特例の割合の改正前と改正後の計算方法について記載をしております。
続きまして資料の14ページにお戻りください。

第2条の改正では、基山町後期高齢者医療に関する条例の改正を行います。

附則の第2条に、延滞金の割合の特例について規定をしております。条文中の延滞金についての特例基準割合などの名称が変更になりましたので、法律改正に合わせて改正を行うものでございます。

なお、今回の改正による延滞金の算定割合に変更はございません。

資料の16ページをお願いいたします。

中段の表に「納期限の翌日から3月を経過する日まで」と、その下に「上記以降」についての延滞金の特例の割合について、改正前と改正後の計算方法について記載をしております。

なお、本日お配りしております追加議案資料の6ページのほうに、すみません、こちらは第1条の改正になりますけれども、国民健康保険高額療養費資金貸付制度について、貸付金の流れの説明資料をお示ししておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上になります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、議案第53号、議案第54号の詳細説明を求めます。井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

それでは、議案第53号 基山町民会館設置及び管理に関する条例の一部改正について、詳細説明をさせていただきます。

議案書の13ページをお願いいたします。

今回の条例の一部改正につきましては、基山町使用料・手数料見直しの基本方針に基づく基山町民会館の使用料見直しに伴い、基山町民会館設置及び管理に関する条例を改正する必要がありますので、一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては、議案資料の新旧対照表により説明させていただきます。議案資料18ページをお願いいたします。

別表第1の1、大ホールの使用料につきましては、冷暖房使用料が、改正前では1時間当たり3,490円を、改正後では3,950円に改定するものでございます。部屋の使用料につきましては変更はございません。

諸室の使用料につきましては、和室の1時間当たりの使用料を、現行50円から70円に改定するものでございます。小ホールの冷暖房使用料につきましては、改正前では1時間当たり790円を、改正後では890円に改正するものでございます。

19ページ及び追加資料の7ページに町民会館使用料の算定資料を御提示させていただいております。後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で町民会館設置及び管理に関する条例の一部改正についての詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第54号 基山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、詳細説明をさせていただきます。

議案書14ページをお願いいたします。

今回の条例の一部改正につきましては、基山町使用料・手数料見直しの基本方針に基づき基山町体育施設の使用料見直しに伴い、基山町体育施設の設置及び管理に関する条例を改正する必要がありますので、一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては、議案資料の新旧対照表により御説明をさせていただきます。

議案資料の20ページをお願いいたします。

別表第2、基山町総合体育館使用料につきましては、アリーナ3分の1面、6分の1面、バドミントンコート1面の1時間当たりの使用料をそれぞれ現行830円を840円に、410円を420円に、220円を320円に改定するものでございます。これはそれぞれ分割した使用料で全面を使用したときに全面の使用料を満たさないこととなりますので、公平性を保つために是正させていただき、改定をお願いするものでございます。

武道場につきましては、全面、2分の1面、4分の1面の1時間当たりの使用料をそれぞれ現行1,350円から1,650円に、670円を830円に、330円を420円に、トレーニング室につきましては1回券、11回券、それぞれ現行200円を300円に、2,000円を3,000円に改定をお願いするものでございます。

基山町総合公園多目的運動場につきましては、2分の1面、3分の1面の1時間当たりの使用料をそれぞれ現行210円を220円に、140円を150円に改定するものです。これは分割した使用料で全面を使用したときに全面の使用料を満たさないために、公平性を保つために是正させていただき、改定をお願いするものでございます。

基山町営球場につきましては、全面、2分の1面の1時間当たりの使用料をそれぞれ現行

300円から400円に、150円を200円に、基山町営テニスコートにつきましては新たに6面分に当たります全面を新設させていただきまして、1時間当たり900円に、1面の現行100円を150円に改定をお願いするものでございます。

なお、町外居住者の使用料につきましては、それぞれ2倍の使用料金に改定をお願いするものでございます。

21ページをお願いいたします。

別表第3、基山町体育施設照明設備使用料につきましては、基山町総合公園多目的運動場の全面、2分の1面、3分の1面の30分当たりの使用料をそれぞれ現行2,000円を2,180円に、1,000円を1,090円に、750円を870円に改定をお願いするものです。

別表第4、基山町体育施設冷暖房使用料につきましては、アリーナの1時間当たりの使用料を現行8,830円から10,290円に改正し、武道場につきましては、新たに全面、2分の1面、4分の1面を新設し、1時間当たりの使用料をそれぞれ3,340円、1,670円、840円に改定をお願いするものでございます。

22ページから24ページにかけまして、基山町体育施設の使用料の算定資料を御提示させていただいております。後ほどお目通しをお願いいたします。

これで基山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、詳細説明を終わらせていただきます。どうぞ御審議賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、議案第55号の詳細説明を求めます。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

議案書19ページをお願いいたします。

議案第55号 公工2補第1号総合公園施設長寿命化工事（空調設備）請負契約について、詳細説明をいたします。

令和2年11月13日に指名競争入札に付しております。入札には6者が参加し、株式会社九電工鳥栖営業所が8,650万円で落札をいたしました。

議案・補正予算関係資料29ページに入札成績表を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

また、議案にあります請負代金額は、落札額に消費税及び地方消費税の額865万円を加えた金額で9,515万円でございます。

工事については、資料30ページから31ページに添付しております施工図にて説明をさせていただきます。資料の30ページをお願いいたします。

平面図に空調設備の機器について1階の工事概要を示しております。

主な工事では、室内機12台の撤去及び設置の更新を行い、空調設備の工事を行うものでございます。

31ページをお願いいたします。

平面図、空調設備の機器について2階の工事概要を示しております。

主な工事では、室内機2台の撤去及び設置の更新を行い、また、室外機の冷温水気を発生する冷温水発生機2台を撤去及び設置し、機器の更新をいたします。

今回の案件は、基山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する5,000万円を超えておりますので、建設工事請負仮契約を行い、契約の議決をお願いいたしております。よろしく御審議いただき、御可決いただきますようお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、議案第56号の詳細説明を求めます。吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

それでは、議案第56号 基山町多世代交流センター憩の家の指定管理者の指定について、詳細説明をさせていただきます。

議案書の20ページをお願いいたします。

今回の議案につきましては、基山町多世代交流センター憩の家の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

指定管理を行わせる公の施設の名称は、基山町多世代交流センター憩の家、指定管理者となる団体は社会福祉法人基山町社会福祉協議会でございます。

指定の期間といたしまして、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとしております。

指定管理者選定に伴います経過につきましては、議案資料の32ページから42ページにお示ししております。議案資料の32ページをお願いいたします。

指定管理者の募集及び審査につきまして御説明をしています。

令和2年10月19日から募集を開始いたしまして、11月6日に申込みを締め切り、1団体の

応募がございました。11月11日に選定委員会を開催いたしましてプレゼンテーションによる審査を実施いたしております。審査の評価項目としましては、「利用者に対する、平等な利用の確保、サービスの向上」など6項目を観点といたしまして、審査及び評価を行っております。

選定委員会の審査の結果、評点は67.2点で、社会福祉法人基山町社会福祉協議会を指定管理者の候補者として選定をいたしました。

34ページから42ページには基山町社会福祉協議会から提出された申請書、事業計画書、職員勤務表、収支予算書、団体の概要をお示ししております。後ほどお目通しをお願いいたします。

詳細説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、議案第57号の詳細説明を求めます。山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

議案第57号 基山町ジビエ解体処理施設の指定管理者の指定について、詳細説明をさせていただきます。

議案書21ページをお願いいたします。

今回の議案につきましては、基山町ジビエ解体処理施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定管理を行わせる公の施設の名称は、基山町ジビエ解体処理施設、指定管理者となる団体は株式会社きやまファームでございます。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

指定管理者選定に伴います経過につきましては、議案資料43ページにお示ししております。議案資料43ページをお願いいたします。

指定管理者の募集及び審査の経緯につきましては、令和2年10月22日から募集を開始し、11月6日に申込みを締め切り、1者の応募がありました。11月11日に選定委員会を開催し、プレゼンテーションによる審査を実施いたしました。審査の評価項目としましては、「利用者に対する、平等な利用の確保、サービスの向上」など6項目を観点といたしまして、審査及び評価を行いました。

選定委員会の審査の結果、評点は67.3点で、株式会社きやまファームを指定管理者の候補

者として選定いたしました。

44ページには選定審査基準表をお示ししております。

45ページから55ページには株式会社きやまファームの事業計画として、管理運営を行うに当たっての経営方針、安全・安心面からの管理運営の具体策など、特徴的な取組、施設の管理運営等についてお示ししております。後ほどお目通しをお願いいたします。

詳細説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、議案第58号の詳細説明を求めます。平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

それでは、議案第58号 令和2年度基山町一般会計補正予算（第7号）について説明を申し上げます。

議案書22ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ3億3,752万4,000円を追加し、予算総額を104億9,027万6,000円とするものでございます。

23ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。主なものを申し上げます。

まず、歳入につきましては、1款. 町税に1,935万6,000円の減額、14款. 国庫支出金に3,603万9,000円の増額、17款. 寄附金に3億21万6,000円の増額、20款. 諸収入に1,801万8,000円の減額、21款. 町債に2,750万円の増額をお願いしております。

24ページ、25ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款. 総務費に2億6,376万5,000円、3款. 民生費に5,293万4,000円、13款. 諸支出金に1,637万1,000円の増額をお願いしております。また、予備費を46万5,000円減額することで調整を図らせていただいております。

26ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

追加分につきましては、防災倉庫整備事業を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業から緊急防災・減災事業へ移行し、2,260万円の起債額の設定をお願いするものでございます。

次に、変更分につきましては、町営住宅長寿命化工事実施設計業務委託料の入札減に伴い、

公営住宅建設事業の起債額に140万円の減額をお願いしております。

また、学校教育施設等整備事業では、起債充当率の変更により、630万円の増額をお願いしております。これは総合体育館武道場の空調設備整備に係るものでございます。

それでは次に、内容につきまして事項別明細書により説明をさせていただきます。

3 ページをお願いいたします。

歳入、1 款. 町税、1 項. 町民税、2 目. 法人、1 節. 現年課税分では、法人税割額の減収を見込み、1,935万6,000円の減額をお願いしております。

4 ページをお願いいたします。

6 款. 法人事業税交付金でも、町税と同様に交付額の減を見込み、298万円の減額をお願いしております。

6 ページをお願いいたします。

14 款. 国庫支出金、1 項. 国庫負担金、1 目. 民生費国庫負担金、1 節. 児童福祉費負担金に、支給対象の増を見込み、児童手当負担金420万4,000円の増額をお願いしております。また、子どものための教育・保育給付費負担金に1,371万7,000円の増額をお願いしております。単価増及び園児数増などに伴う施設型給付費、地域型保育施設給付費などの増の見込みによるものでございます。

2 節. 社会福祉費負担金では、障害者自立支援給付費負担金、障害者自立支援医療費負担金にそれぞれ624万3,000円、127万8,000円の増額をお願いしております。サービス利用見込みの増によるものでございます。

また、障害児入所給付費等及び入所医療費等負担金過年度分152万8,000円の増額につきましては、前年度実績による追加交付分でございます。

7 ページをお願いいたします。

2 項. 国庫補助金、2 目. 衛生費国庫補助金、1 節. 保健衛生費補助金に、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金653万3,000円の追加をお願いしております。これは新型コロナウイルスワクチン接種の準備に係るものでございます。

次に、3 目. 土木費国庫補助金、4 節. 住宅費補助金に社会資本整備総合交付金207万9,000円の減額をお願いしております。本桜団地外壁改修に係る実施設計業務委託料の入札減及び地域優良賃貸住宅の家賃低廉化分の交付額減によるものでございます。

次に、4 目. 教育費国庫補助金、1 節. 小学校費補助金及び2 節. 中学校費補助金に公立

学校情報機器整備費補助金としてそれぞれ140万8,000円、74万1,000円の増額をお願いしております。家庭学習のための通信機器整備及びG I G Aスクールサポーターの配置に係るものでございます。

9ページをお願いいたします。

15款. 県支出金、1項. 県負担金、1目. 民生費県負担金、2節. 社会福祉費負担金では、障害者自立支援給付費負担金312万1,000円の増額をお願いしております。国庫と同様に、サービス利用見込みの増によるものでございます。

13ページをお願いいたします。

17款1項. 寄附金、3目1節. 総務費寄附金に、寄附申込みの増加を見込み、ふるさと応援寄附金3億円の増額をお願いしております。

14ページをお願いいたします。

18款. 繰入金、1項. 基金繰入金、2目1節. 財政調整基金繰入金に3,600万円の増額、10目1節. ふるさと応援寄附基金繰入金に2,928万円の減額をお願いし、財源調整を図らせていただいております。

16ページをお願いいたします。

20款. 諸収入、5項3目2節. 雑入では、鳥栖地区広域市町村圏組合負担金過年度返還金1,574万6,000円の追加をお願いしております。前年度精算分でございます。

また、プレミアム付商品券販売代金3,500万円の減額をお願いしております。事業規模の変更によるものでございます。

17ページをお願いいたします。

21款. 町債につきましては、第2表 地方債補正で御説明させていただいたとおりでございます。

補正額の合計は、2,750万円の増額となります。

続きまして、歳出でございます。20ページをお願いいたします。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、12目. 諸費、19節. 負担金補助及び交付金に、事業規模の変更によりプレミアム付商品券事業補助金4,250万円の減額をお願いしております。

次に、13目. ふるさと応援寄附基金費では、歳入3億円の増額見込みに伴い、返礼品等に係る8節. 報償費やサイト利用などに伴う13節. 委託料、25節. 積立金などの増額をお願いしております。

議案資料の59ページに基金費の内訳を掲載いたしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

21ページをお願いいたします。

2項. 徴税费、1目. 税務総務費、13節. 委託料に、地図訂正委託料113万3,000円の増額をお願いしております。国土調査成果の訂正に係るものでございます。

次に、2目. 賦課徴收费、23節. 償還金利子及び割引料に、過年度分の還付増加を見込み、還付金440万円の増額をお願いしております。

22ページをお願いいたします。

3項1目. 戸籍住民基本台帳費、2節. 給料に、育児休業取得に係る不用額分など162万5,000円の減額をお願いしております。

24ページをお願いします。

3款. 民生費、1項. 社会福祉費、1目. 社会福祉総務費、28節. 繰出金、国民健康保険特別会計繰出金304万5,000円の増額をお願いしております。これは保険者支援及び保険税経営に係る保険基盤安定繰入分などの確定によるものでございます。

2目. 老人福祉費、13節. 委託料に、食の自立支援業務委託料211万1,000円の増額をお願いしております。食数の増加見込みによるものでございます。

次に、19節. 負担金補助及び交付金では、前年度精算分として、後期高齢者医療療養給付費負担金（過年度分）1,186万5,000円の追加をお願いしております。

6目. 障害者福祉費、25ページをお願いします。20節. 扶助費では、サービス利用見込みの増により障害者自立支援医療費及び障害福祉サービス費にそれぞれ255万7,000円、1,248万7,000円の増額をお願いしております。

26ページをお願いいたします。

2項. 児童福祉費、1目. 児童福祉総務費、20節. 扶助費に、支給対象の増を見込み、児童手当551万5,000円の増額をお願いしております。

次に、2目. 基山っ子みらい館費、1節. 報酬に、会計年度任用職員報酬510万5,000円の増額をお願いしております。園児数の増や保育士の加配によるものでございます。

11節. 需用費では、不用額を見込み、光熱水費421万4,000円の減額をお願いしております。

14節. 使用料及び賃借料では、車借上料等100万9,000円の減額をお願いしております。新型コロナウイルス感染症の影響によりバス遠足を中止したことによるものでございます。

5目. 保育対策費、20節. 扶助費では、施設型給付費923万2,000円の増額をお願いしております。たんぽぽ保育園の認定こども園への移行に伴う単価増や園児数の増などによるものでございます。

また、地域型保育施設給付費297万6,000円の増額をお願いしております。ちびはる保育園のゼロ歳児の増に伴うものでございます。

27ページをお願いいたします。

4款. 衛生費、1項. 保健衛生費、1目. 保健衛生総務費、2節. 給料に、育児休業取得に係る不用額分など131万円の減額をお願いしております。

次に、2目. 予防費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の予算として、通信運搬費164万5,000円やシステム改修業務委託料118万6,000円、接種券作成業務委託料357万6,000円などの追加をお願いしております。

28ページをお願いいたします。

2項. 清掃費、2目. 塵芥処理費、11節. 需用費に、消耗品費240万8,000円の減額をお願いしております。不用額見込みによるごみ袋購入代の減額でございます。

32ページをお願いいたします。

7款1項. 商工費、1目. 商工総務費、19節. 負担金補助及び交付金では、新型コロナウイルス感染症によるイベント中止に伴う減額をお願いしております。きのくに祭り振興会補助金を220万円、門前市に係る産業振興協議会補助金を100万円減額をお願いしております。

次に、新たに新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金として150万円の追加をお願いしております。これは店舗等が行う感染防止対策に要する備品購入費等に係るものでございます。

33ページをお願いいたします。

8款. 土木費、2項. 道路橋梁費、1目. 道路維持費、2節. 給料に、育児休業取得に係る不用額分など113万2,000円の減額をお願いしております。

11節. 需用費では、道路補修に係る修繕料111万8,000円の増額をお願いしております。

2目. 道路新設改良費では、次のページの委託料の減に伴う都市再生整備計画事業の予算の組替えで、15節. 工事請負費に基山駅前周辺整備工事185万5,000円の増額をお願いしております。

34ページをお願いいたします。

3項. 都市計画費、1目. 都市計画総務費、13節. 委託料に、入札減により都市再生整備計画事業事後評価支援業務委託料188万1,000円の減額をお願いしております。

35ページをお願いいたします。

5項. 住宅費、1目. 住宅管理費、11節. 需用費に、修繕料100万円の増額をお願いしております。主に本桜団地の入居準備に係るものでございます。

13節. 委託料では、入札減により町営住宅長寿命化工事実施設計業務委託料292万7,000円の減額をお願いしております。

36ページをお願いいたします。

10款. 教育費、1項. 教育総務費、2目. 事務局費、13節. 委託料に、G I G Aスクールサポーター業務委託料149万9,000円の追加をお願いしております。端末導入に向けた準備作業のサポーター派遣に係るものでございます。

37ページをお願いいたします。

2項. 小学校費、1目. 基山小学校管理費及び2目. 若基小学校管理費では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学習支援のため、会計年度任用職員報酬の増額をお願いしております。また、新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校保健特別対策事業に係る消耗品費及び校用備品の増額、それから、G I G Aスクール構想の実現に向けた環境整備に係るものとして、家庭学習のための通信機器として教材備品の増額などをお願いいたしております。

38ページをお願いいたします。

3項. 中学校費、1目. 学校管理費におきましても、小学校と同様に新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校保健特別対策事業及びG I G Aスクール構想の実現に向けた環境整備に係るものの増額をお願いいたしております。

41ページをお願いいたします。

13款. 諸支出金、2項. 諸費、1目. 国県支出金返納金に1,637万1,000円の増額をお願いしております。議案資料の72ページに内訳を掲載いたしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

42ページをお願いいたします。

14款. 予備費でございます。今回46万5,000円を減額し、調整を図らせていただいております。

なお、地方創生推進交付金事業のうち、「恋人の聖地」観光誘客事業及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の事業費等の変更につきましては、議案資料の64ページから66ページに掲載をさせていただいておりますので、こちらも後ほどお目通しをお願い申し上げます。

以上で令和2年度基山町一般会計補正予算（第7号）の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、――重松議員。

○9番（重松一徳君）

資料の61ページ、基山町の組織機構改革を行う部分において、どこで議論していいかが分からない点がありますので、備品購入等されている項目を61ページの資料の部分で関するところをちょっと説明ください。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

事項別明細書の19ページをお願いします。

19ページの2款1項1目の、まず12節、役務費、その他手数料で25万9,000円計上させていただいておりますけれども、これが庁舎内の案内サインの貼り替えといたしますか、その更新に係る手数料でございます。それと、18節の備品購入費で、ファイリングキャビネットや、あと机、それからワゴン等の購入費でございます。もう一点、13節、委託料で地域イントラネット回線移設委託料35万9,000円、こちらも機構改革に伴うものでございます。

それと、5目の財産管理費で、12節、役務費、通信運搬費9万9,000円計上しておりますけれども、こちらが電話機の移設、それから、その設定に伴う費用でございます。

以上でございます。

○議長（品川義則君）

重松議員よろしいでしょうか。

次に、議案第59号の詳細説明を求めます。吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

それでは、議案第59号 令和2年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の説

明をさせていただきます。

議案書の27ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ2,791万5,000円の減額をお願いしまして、総額を20億5,732万6,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、国民健康保険特別会計の事項別明細書により御説明をさせていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。歳入でございます。

5款1項1目2節、特別調整交付金分56万1,000円の増額をお願いしております。こちらはシステム改修費用に対する令和2年度の交付金の額が決定したことによるものでございます。

4ページをお願いいたします。

7款1項1目1節、一般会計繰入金に304万5,000円の増額をお願いしております。内容として、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分56万8,000円の増額、保険者支援分193万2,000円の増額につきましては、令和2年度の額の確定によるものでございます。財政安定化支援事業繰入金47万9,000円の増額につきましては、こちらも額の確定によるものでございます。

5ページをお願いいたします。

7款2項1目1節、財政調整基金繰入金でございます。4,000万円の減額をお願いしております。これにつきましては令和元年度からの繰越金や令和元年度分保険給付費等交付金償還金の額の確定を考慮いたしまして、基金からの繰入れ4,000万円は現在のところ不要であると判断したものでございます。

6ページをお願いいたします。

9款4項1目1節、一般被保険者第三者納付金でございます。847万9,000円の増額をお願いしております。こちらは交通事故等の第三者行為により支払った医療費について、加害者側から納付を受けるものでございます。

続きまして、歳出でございます。7ページをお願いいたします。

1款1項1目、一般管理費について、13節、委託料、基幹系情報システム改修業務委託料56万1,000円の増額でございます。税制改正に伴いまして、市町の国保システムの改修を行うものでございます。こちらの財源につきましては、先ほど説明いたしました国保会計の歳入5款1項1目2節、特別調整交付金56万1,000円の県費補助がございます。

8ページから10ページをお願いいたします。

8ページの3款. 国民健康保険事業費納付金の1項. 医療給付費分、それから9ページの3款2項. 後期高齢者支援金等分、10ページの3款3項. 介護納付金分について、それぞれ財源内訳の変更が生じております。こちらは一般会計繰入金のうち、保険基盤安定繰入金や財政安定化支援事業繰入金の増額による充当額の変更によるものでございます。

11ページをお願いいたします。

9款1項5目23節. 償還金利子及び割引料の保険給付費等交付金償還金として1,825万5,000円の減額をお願いしております。こちらは前年度に佐賀県から交付された普通交付金は概算で交付を受けておまして、次年度に精算をする仕組みとなっております。前年度分の普通交付金返納額の確定、1,508万5,000円に確定しております。こちらの確定によるものでございます。当初では少し高めの見込みを行っておりましたので、減額補正をお願いするものでございます。

最後に、12ページをお願いいたします。

10款の予備費でございます。今回1,034万2,000円の減額をお願いいたしまして、財源調整を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、議案第61号の詳細説明を求めます。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

議案第61号 令和2年度基山町下水道事業会計補正予算（第4号）について、詳細説明をさせていただきます。

議案書33ページをお願いいたします。

第2条、令和2年度基山町下水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を改めます。

内容では、工事請負費を2,722万5,000円の増額を補正し、合計1億1,635万3,000円といたします。

第3条、令和2年度基山町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額の補正をお願いいたします。

収益的収入では、第1款第1項. 営業収益728万1,000円の増額をお願いし、計では2億402万円といたします。

収益的支出では、第1款第1項、営業費用548万1,000円の増額をお願いし、計では3億6,607万1,000円といたします。

下水道事業収益では、補正後、4億3,265万4,000円としております。

同じく下水道事業費用では、補正後、4億228万1,000円としております。

第4条、令和2年度基山町下水道事業会計予算第4条本文括弧書き中「111,861千円」を「113,661千円」に改め、第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額の補正をいたします。

資本的収入では、第1款第3項、負担金を1,556万8,000円の増額をお願いし、計では4,832万4,000円といたします。

第4項、基金繰入金995万7,000円の増額をお願いし、計では6,467万5,000円といたします。

第1款、資本的収入では、合わせて2億3,799万9,000円といたします。

議案書34ページをお願いいたします。

資本的支出では、第1項、建設改良費を2,732万5,000円の増額を補正し、建設改良費の計では2億4,011万9,000円といたします。

続きまして補正の内容につきまして、令和2年度基山町下水道事業会計補正予算（第4号）実施計画兼事項別明細書で主なものを説明いたします。

それでは、実施計画兼事項別明細書1ページをお願いいたします。

収益的収入でございます。1款、下水道事業収益、第1項1目、下水道使用料を728万1,000円の増額補正をいたします。これは下水道使用料の直近10月までの確定見込みによる増額でございます。

3ページをお願いいたします。

収益的支出でございます。1款、下水道事業費用、1項、営業費用、1目、管渠費、31万5,000円の増額をいたします。これは管渠途中に設置をしておりますマンホールポンプの動力の電気代でございます。

次に、修繕費234万円の増額をお願いしております。これは県道に設置をしております下水道マンホールと舗装面との段差解消に伴う修繕費でございます。

4ページをお願いいたします。

1項、営業費用、5目、流域下水道維持管理費、負担金277万4,000円を増額いたします。これは本町の宝満川流域内で汚水処理に要した費用、宝満川流域下水道管理負担金でございます。

6 ページをお願いいたします。

資本的収入でございます。1 款. 資本的収入、3 項. 負担金、2 目. 工事負担金を1,556 万8,000円の増額をお願いいたします。これは実松川河川改修事業に伴います下水道管路の移転補償費でございます。河川改修事業の詳細設計の進捗に伴い、補正で追加をお願いしております。

1 款. 資本的収入、4 項. 基金繰入額、1 目. 基金繰入額を995万7,000円の増額をお願いし、収支の調整をいたしております。

次に、7 ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。1 款. 資本的支出、1 項. 建設改良費、1 目. 下水道整備費、工事請負費2,722万5,000円の増額をお願いしております。これは実松川改修事業に伴います下水道汚水管路の移設に係る工事費用でございます。河川改修事業の詳細設計の進捗に合わせ、補正をお願いするものでございます。

今回の補正につきましては、基山町下水道事業会計3,280万6,000円の増額をお願いし、現計予算と合わせた総額7億5,394万1,000円とするものでございます。

以上で基山町下水道事業会計補正予算の詳細説明を終わらせていただきます。御審議いただき、御可決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（品川義則君）

本日の会議は以上をもちまして散会とします。

～午前11時29分 散会～